

諮問事件：

諮問番号：平成20年（情）諮問第3号

平成20年（情）諮問第4号

平成20年（情）諮問第5号

事件名：会計検査院事務総長が平成19年12月に特定番号で受け付けた  
行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件

会計検査院事務総長が平成20年1月に特定番号で受け付けた行政  
文書開示請求に対する不開示決定に関する件

会計検査院事務総長が平成20年6月に特定番号で受け付けた行政  
文書開示請求に対する不開示決定に関する件

諮問日：平成20年 9月 8日

答申日：平成20年 11月10日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

以下の合計12件の文書について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

ア 会計検査院事務総長が平成19年12月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求（以下「第1次開示請求」という。）に係る文書（4件。平成20年（情）諮問第3号関係）

イ 会計検査院事務総長が平成20年1月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求（以下「第2次開示請求」という。）に係る文書（4件。平成20年（情）諮問第4号関係）

ウ 会計検査院事務総長が平成20年6月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求（以下「第3次開示請求」という。）に係る文書（4件。平成20年（情）諮問第5号関係）

第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成20年6月2日付け200普第151号（第1次開示請求に係る4件の文書を対象）、同日付け200普第152号（第2次開示請求に係る4件の文書を対象）及び同年7月11日付け200普第206号（第3次開示請求に係る4件

の文書を対象)により行った不開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の判読可能な部分の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 決定の取消しを求める。

イ 文書の特定ができないのは、会計検査院の努力不足であり、従って正確な手数料の算定ができない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁から提出された諮問書によると、前記3件の不開示決定の経緯は、以下のとおりである。

### 1 第1次開示請求に係る処分

審査請求人は、処分庁に対し、平成19年12月3日付けで、4通の開示請求書により第1次開示請求を行った。

しかし、上記4通の開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容には判読困難な部分が見受けられ、判読可能な部分についても当該開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)相当額の収入印紙が全く貼付されていなかった。

このため、処分庁は、前記4通の開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、平成19年12月20日付けで、次の及びのとおり開示請求書の補正の求めを行った。

4通の開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載されていると解される文字を想定して当該記載内容を清書した上、この清書した内容が請求内容と相違がないかの確認を求めるとともに、判読困難な部分については追記を依頼し、さらに、当該開示請求に係る文書を特定するに足りる具体的な情報(文書の作成時期、文書の種類又は名称等)の提供を求めた。

書面による開示請求である本件については、開示請求書1通につき、少なくとも1件分に対応する300円の収入印紙の貼付が必要であるとして、4件分に対応する1,200円の収入印紙の送付を求めた。

そして、これらの補正の求めに対し、審査請求人からの回答及び開示請求手数料の納付がなかったため、処分庁は審査請求人は補正の求めに

応じる意思がないものと判断し、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載内容では、いずれも当該開示請求に係る文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であること及び開示請求手数料が納付されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成20年6月2日付け200普第151号）。

## 2 第2次開示請求に係る処分

審査請求人は、処分庁に対し、平成19年12月23日付けで、4通の開示請求書により第2次開示請求を行った。

しかし、上記4通の開示請求書においても、第1次開示請求の場合と同様に「開示を求める行政文書」欄に記載された内容には判読困難な部分が見受けられ、判読可能な部分についても当該開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、開示請求手数料相当額の収入印紙が全く貼付されていなかった。

このため、処分庁は、前記4通の開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、平成20年1月18日付けで、前記1及びと同様の補正の求めを行った。

そして、これらの補正の求めに対し、審査請求人からの回答及び開示請求手数料の納付がなかったため、処分庁は審査請求人は補正の求めに応じる意思がないものと判断し、第1次開示請求に係る処分と同一の理由から、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成20年6月2日付け200普第152号）。

## 3 第3次開示請求に係る処分

審査請求人は、処分庁に対し、平成20年6月4日付けで、4通の開示請求書により第3次開示請求を行った。

しかし、上記4通の開示請求書においても、第1次開示請求の場合と同様に「開示を求める行政文書」欄に記載された内容には判読困難な部分が見受けられ、判読可能な部分についても当該開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、開示請求手数料相当額の収入印紙が全く貼付されていなかった。

このため、処分庁は、前記4通の開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、平成20年6月20日付けで、相当の期間（17日）を定めた上、前記1及びと同様の補正の求めを行った。

そして、これらの補正の求めに対し、処分庁が指定した期限までに審

査請求人からの回答及び開示請求手数料の納付がなかったため、処分庁は審査請求人は補正の求めに応じる意思がないものと判断し、第1次開示請求に係る処分と同一の理由から、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成20年7月11日付け200普第206号）。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成20年（情）諮問第3号、平成20年（情）諮問第4号及び平成20年（情）諮問第5号を併合し、調査審議を行った。

平成20年 9月 8日 諮問書の收受

同年10月 8日 諮問第3号、第4号及び第5号の併合及び  
審議

同年11月 5日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 処分の妥当性について

情報公開法第16条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、開示請求手数料を納付しなければならないこととされている。しかし、当審査会において、処分庁あてに送付された第1次開示請求、第2次開示請求及び第3次開示請求に係る合計12通の開示請求書について確認したところ、いずれも開示請求手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入印紙の送付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

また、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄等に記載された内容についてみると、その内容には判読困難な部分が見受けられ、処分庁が判読して清書した部分についても、処分庁による請求内容の確認の求めに対して審査請求人は全く応じていないため、それらの部分の内容が真に審査請求人の求める文書を示すか否かは不明である。

したがって、第1次開示請求、第2次開示請求及び第3次開示請求にいずれも形式上の不備があるとする処分庁の判断は妥当であると認められる。

##### 2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁が審査請求人に対して行った補正の求めは、開示請求手数料を納付すること、行政文書の特定が困難であることを踏まえて追記することなどであり、補正の求めを行った日から不開示決定を行った日までの日数も短いとは認められないことから、処分庁が行った補正の求めは、情報公開

法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。

3 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定はいずれも妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子